

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 22 日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第 91 号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 60 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(3歳に満たない子を養育する職員に</u> <u>対する意向確認等の期間)</u></p> <p><u>第 15 条の 4 条例第 12 条の 2 第 2 項</u> <u>の規則で定める期間は、3歳に満たな</u> <u>い子を養育する職員の子が 1歳 11 か</u> <u>月に達する日の翌々日から 2歳 11 か</u> <u>月に達する日の翌日までの 1年間とす</u> <u>る。</u></p>	

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)